

JOYO BANK NEWS LETTER

2025 年 4 月 9 日

日本政策金融公庫との 「危機事象発生における業務連携に関する覚書」の締結について

常陽銀行（頭取 秋野 哲也）は、日本政策金融公庫 水戸支店（支店長 福岡 和樹、以下、「日本公庫」という）と「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 業務連携の背景・目的

近年頻発・激甚化している自然災害や、感染症の発生等、様々な危機の発生に備え、事前に業務連携の方針を定めておくことで、危機発生時においても、地域の事業者に対し切れ目ない金融サービスの提供を可能にし、早期の事業者支援・災害復旧に貢献できるよう体制を整備するものです。

茨城県は、地震の発生頻度が高い地域であり、店舗の被災等により通常業務が継続できない事態が想定されます。そのため、店舗立地も近接している当行本支店と日本公庫の茨城県内支店（水戸、日立、土浦の各支店）での一時的な施設の相互利用も連携内容に加え、業務継続体制の向上を図ることで、危機発生後の迅速な金融支援機能の発揮に繋げてまいります。

日頃からの、地域の事業者に向けた危機発生時のリスクや対策の情報提供など、危機発生に備える機運の醸成に資する活動も含め、相互の連携を円滑にすべく、本業務連携に関する覚書の締結に至りました。

2. 業務連携の内容

日頃から危機事象の発生に備えた連携をするとともに、危機事象が発生した際は、資金繰り支援をはじめとする以下の事項を連携して行います。

- (1) 各々の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援
- (2) コンサルティング機能の発揮及び必要な情報提供、並びに双方向の事業者紹介
- (3) 職員の緊急避難先として、相互の建物への避難※
- (4) 被災した際の一時的な執務場所として、会議室などの施設の相互利用※
- (5) その他危機事象発生時に必要となる連携

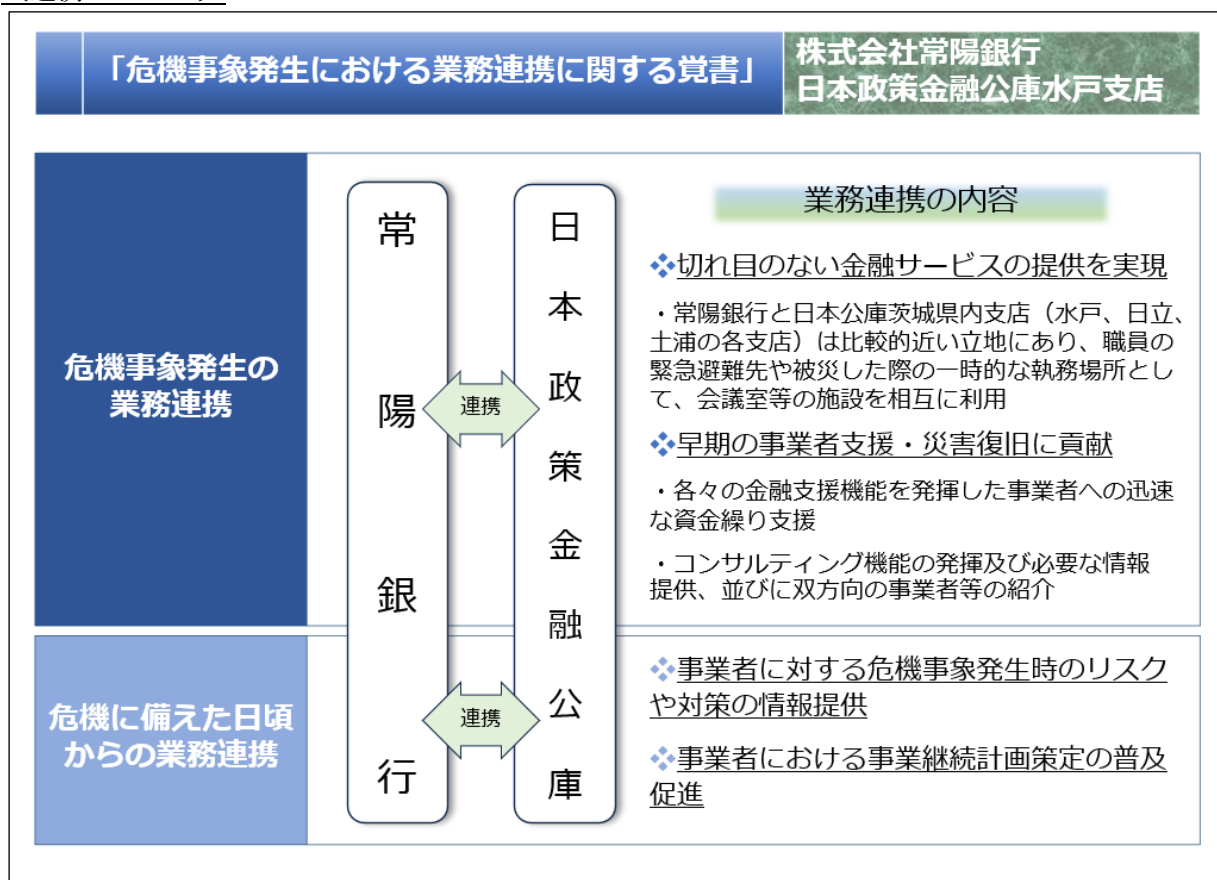
※日本公庫は、水戸支店、日立支店、土浦支店が対象です。

3. 締結日

2025 年 4 月 9 日（水）

以 上

[連携スキーム]



[覚書締結日の様子]



左から 日本公庫水戸支店 坂井中小事業統轄、常陽銀行 秋野頭取、
日本公庫水戸支店 福岡支店長兼国民事業統轄、同支店 西山農林事業統轄